

2-2 地域の社会的状況

2-2-1 土地利用

(1) 地目別面積の推移

浜松市の地目別土地利用の推移を表2-2-1に示す。

合併前の平成16年の旧浜松市では、宅地が64.3km²(39.0%)で最も多く、次いで畑が46.3km²(28.1%)、田が21.4km²(13.0%)の順であった。一方、合併後の平成17年では、山林が299.4km²(51.1%)、次いで畑が114.3km²(19.5%)、宅地は95.8km²(16.3%)となっており、宅地の占める面積の多い旧浜松市地域に北部の山林や農用地の多い地域が加わった状況を反映している。

平成20年では、山林が303.5km²(51.2%)、次いで畑が113.9km²(19.2%)、宅地は98.0km²(16.5%)となっている。

表2-2-1 浜松市の土地の地目別面積の推移(免税点以上) 単位: km²

年次	総数	宅地	田	畑	山林	原野	雑種地	その他
平成16年	165.0	64.3	21.4	46.3	13.5	2.3	14.7	14.4
平成17年	586.2	95.8	38.3	114.3	299.4	8.4	24.4	36.7
平成18年	591.8	96.4	38.5	114.6	303.3	8.5	24.9	34.6
平成19年	592.1	97.0	38.1	114.3	303.5	8.5	25.1	33.5
平成20年	592.5	98.0	37.7	113.9	303.5	8.6	25.3	39.5

注1) 各年1月1日現在。

2) 免税点以上とは課税標準額が30万円以上。

3) 平成16年は、合併前の旧浜松市についての統計値。

4) 「その他」とは、池沼、牧場、鉱泉地を合わせた面積。

5) 統計値は小数点第二位を四捨五入したもの。

出典)「浜松市公式Webサイト」(浜松市役所)より作成。

(2) 土地利用の現状

計画区域周辺の主要な土地利用は、果樹園、針葉樹林等となっている。

また、計画区域周辺の都市計画区域の指定状況を図2-2-1に示す。計画区域周辺は都市計画区域外となっている。



図2-2-1 都市計画区域の指定状況

2-2-2 人家等

(1) 人口等

浜松市の人口・世帯数の推移を表2-2-2に、計画区域周辺の地区別の人口・世帯数の推移を表2-2-3に示す。

浜松市は平成17年7月1日に市町村合併を行い政令指定都市となり、人口・世帯数とも年々増加している。一方、計画区域が位置する奥山地区では人口・世帯数共に減少傾向にあり、平成21年4月1日現在、498世帯、1,529人となっている。

表2-2-2 浜松市の人口・世帯数の推移

年次	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	812,362	817,548	820,336	823,628	824,640
世帯数	297,057	302,918	310,481	314,428	317,078

注1) 平成17年及び平成18年、平成20年は各年3月31日現在、平成19年及び平成21年は4月1日現在の状況。

2) データは住民登録及び外国人登録による。

出典)「浜松市公式Webサイト」(浜松市役所総務部文書行政課)

表2-2-3 地区別の人口・世帯数の推移

地区	項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
引佐地区 (旧引佐町)	総人口	14,846	14,758	14,368	14,229	14,113
	世帯数	4,343	4,427	4,296	4,326	4,348
奥山	総人口	—	1,617	1,573	1,565	1,529
	世帯数	—	506	499	505	498
谷沢	総人口	—	278	276	265	263
	世帯数	—	73	75	75	74
伊平	総人口	—	697	690	677	669
	世帯数	—	201	203	199	200
狩宿	総人口	—	287	281	286	279
	世帯数	—	64	65	66	65
田畑	総人口	—	171	168	168	152
	世帯数	—	40	40	41	40
西黒田	総人口	—	116	115	112	111
	世帯数	—	31	31	31	31

注1) 平成17年及び平成18年、平成20年は各年3月31日現在、平成19年及び平成21年は4月1日現在の状況。

2) データは住民登録及び外国人登録による。

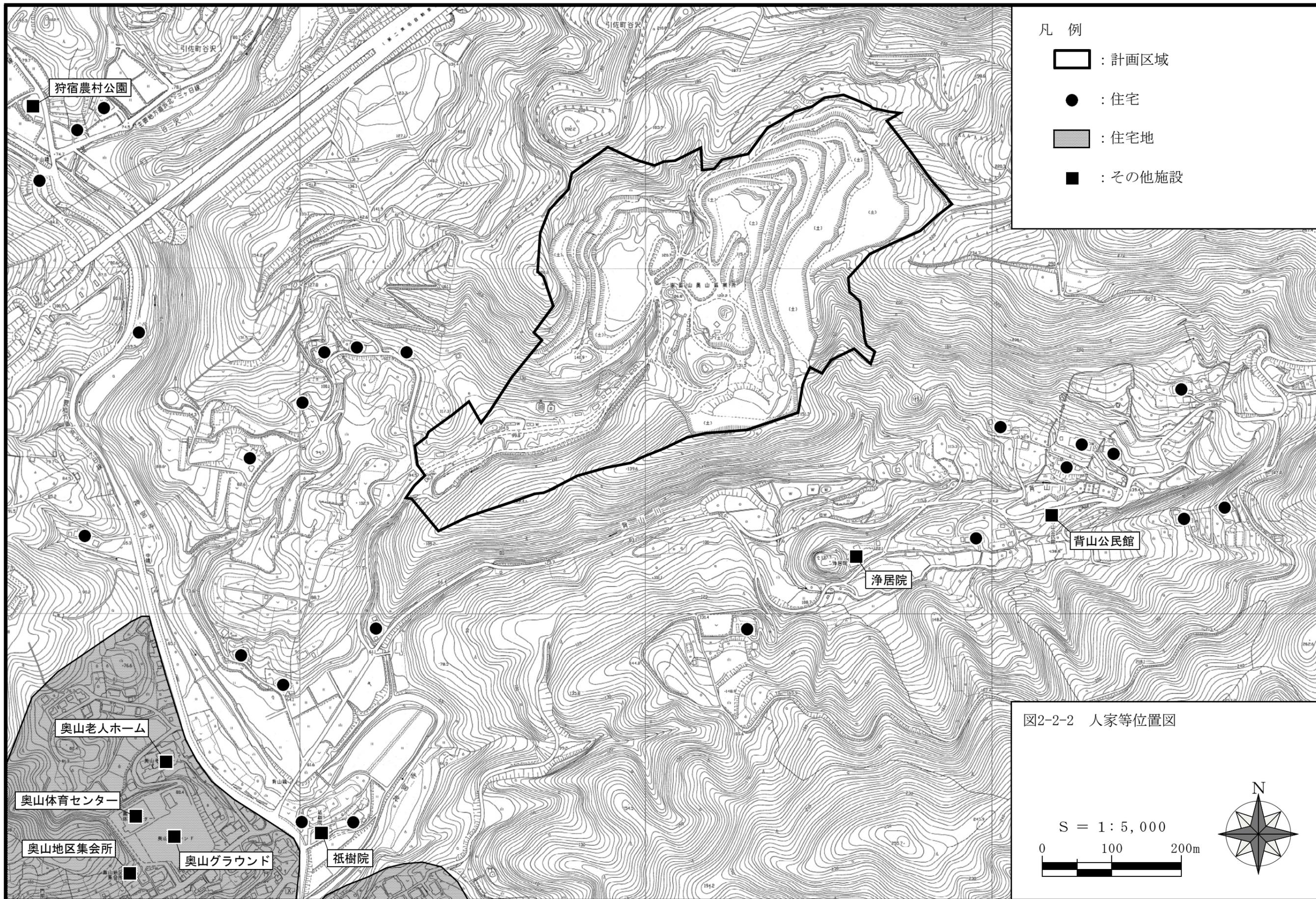
出典)「浜松市公式Webサイト」(浜松市役所総務部文書行政課)

(2) 人家位置

計画区域周辺の人家等の位置を図2-2-2に示す。

計画区域の西側に北洞地区の集落が、東南側に背山地区の集落が位置している。計画区域に最も近い人家は、計画区域西側の敷地境界線から約100mに位置している。

また、搬入道路となる主要地方道浜北三ヶ日線沿道には奥山老人ホームが位置している。



2-2-3 交通量

計画区域周辺の交通量の状況を表2-2-4に、道路状況を図2-2-3に示す。

計画区域西側には主要地方道浜北三ヶ日線、一般県道新城引佐線が南北方向に走っている。また、計画区域北側には主要地方道浜北三ヶ日線が、南側には一般県道新城引佐線が東西方向に走っており、ともに一般国道257号に合流している。

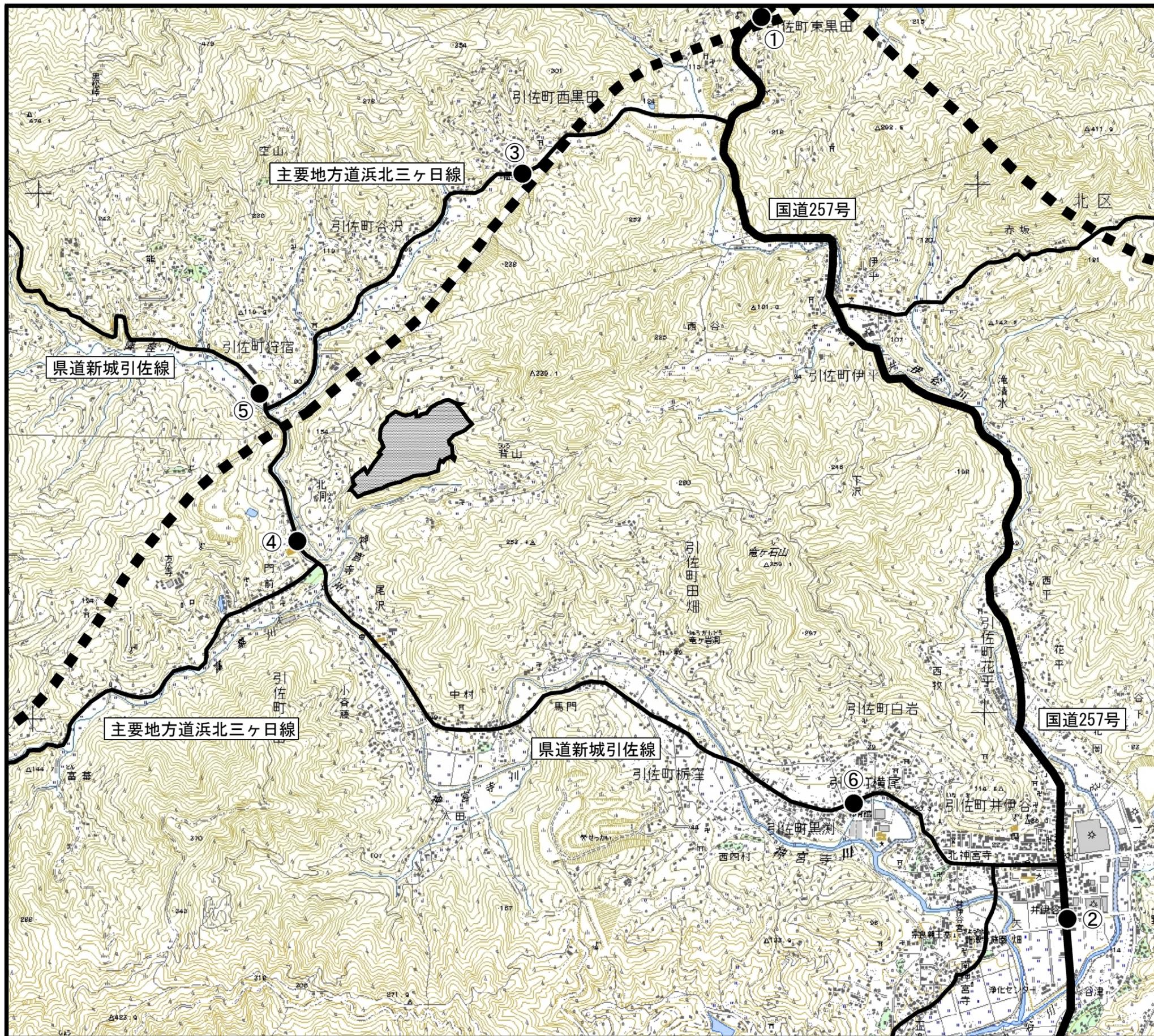
なお、第二東名高速道路の連絡道が計画区域の東北方向から南西方向に向けて建設中である。

計画区域の西側を走る主要地方道浜北三ヶ日線(④)では、平日が2,315台/24時間、1,823台/12時間、休日が1,614台/24時間、1,302台/12時間となっている。

表2-2-4 交通量の状況

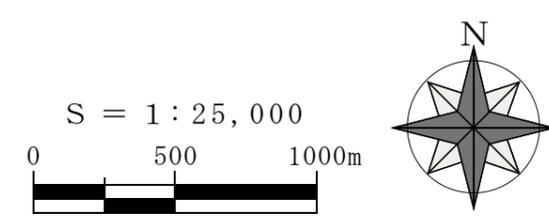
No.	路線名	観測地点	観測年	観測時間	交通量(台)	
					平日	休日
①	一般国道257号	浜松市北区 引佐町東黒田	平成17年	12時間	12,077	12,006
				24時間	15,217	14,407
②	一般国道257号	浜松市北区 引佐町井伊谷	平成17年	12時間	5,687	6,133
				24時間	7,138	7,360
③	主要地方道 浜北三ヶ日線	浜松市北区 引佐町西黒田	平成17年	12時間	807	516
				24時間	1,025	640
④	主要地方道 浜北三ヶ日線	浜松市北区 引佐町奥山	平成17年	12時間	1,823	1,302
				24時間	2,315	1,614
⑤	一般県道 新城引佐線	浜松市北区 引佐町狩宿	平成17年	12時間	792	601
				24時間	974	745
⑥	一般県道 新城引佐線	浜松市北区 引佐町横尾	平成17年	12時間	5,306	4,693
				24時間	6,526	5,819

出典)「平成17年度 道路交通センサス報告書」(静岡県土木部道路総室道路企画室)



- 凡例
- : 計画区域
 - : 第二東名高速道路・連絡路
 - : 一般国道
 - : 主要地方道、一般県道
 - : 交通量調査地点

図2-2-3 計画区域周辺の道路状況
 出典) 「平成17年度 道路交通センサス報告書」
 (静岡県土木部道路総室道路企画室)



2-2-4 主要な発生源

大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例では、ばい煙等、騒音及び振動を排出する特定施設等の届出を義務づけている。

主要な発生源として、浜松市における各法令に基づく特定施設等の事業所数及び施設数を次に示す。

(1) 大気・悪臭関係特定施設の届出状況

表2-2-5 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として、電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下単に「伝熱面積」という。)が10平方メートル以上であること。	319	721
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端	7	26
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	8	35
11	乾燥炉(14の項及び23の項に掲げるものを除く。)	火格子満席が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	9	15
12	電気炉(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイト製造用)		2	14
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。	22	42
30	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	8	19

注) 平成21年3月末現在
出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-6 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
2	アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉及び溶融めっき施設		31	106

注) 平成21年3月末現在
出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-7 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設

施設数合計	0
事業場数合計	0

注) 平成21年3月末現在
出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-8 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
1	コークス炉	原料処理施設能力が50t/日以上	2	5
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。	33	48
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。	18	41
4	破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。	13	17
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。	6	11

注) 平成21年3月末現在
出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-9 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく一般粉じん発生施設

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
1	鋳物、岩石又はセメントの用に供する破砕機及び摩砕機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上75キロワット未満のもの	24	38
2	鋳物、岩石又はセメントの用に供するふるい(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満のもの	16	21
4	ベルトコンベア、バケットコンベア(木材チップ、木粉用)	ベルトの幅75cm以上、又はバケット容量0.03m ³ 以上のもの	2	9
5	木材チップの風送施設		2	9
6	穀物用製粉機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上のもの	4	6
8	打綿機	すべてのもの	62	77
9	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研磨機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの	94	259
10	木材加工用の帯のこ盤、丸のこ盤及びかんな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの	522	1,473
11	金属製品又は木製品の製造の用に供する吹付塗装施設	すべてのもの	258	576
12	別珍又はコールテンの仕上施設	すべてのもの	3	6

注) 平成21年3月末現在

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-10 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
8	動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設 (1) 蒸煮施設 (2) 湯煮施設 (3) 真空濃縮施設 (4) 乾燥施設	すべてのもの		
			3	3
			1	2
			0	0
			17	28
9	鶏舎及び豚舎	鶏舎面積400平方メートル以上及び豚舎面積150平方メートル以上のもの	37	鶏: 51
			48	豚: 87

注) 平成21年3月末現在

出典) 浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-11 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出件数

項	作業内容	届出件数
1	(A)次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122にHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。	21
2	(B)次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。	4
4	(D)作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。	9

注) 平成20年度

備考) 特定建築材料とは、吹付け石綿のこと。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-12 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が一時間当たり100,000m ³ 以上のもの	1	2
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が一時間当たり10,000m ³ 以上のもの	1	5

注) 平成21年3月末現在

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

(2) 水質関係特定施設の届出状況

表2-2-13 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出状況

番号	業種	施設の種類	特定事業場数
1の2	畜産農業又はサービス業	豚房、牛房施設等	331
2	畜産食料品製造業	原料処理施設、洗浄施設等	12
3	水産食料品製造業	原料処理、洗浄施設等	40
4	野菜、果物の保存食料品製造業	原料処理施設、洗浄施設等	33
5	みそ、しょうゆ等製造業	原料処理、洗浄施設等	19
8	パン、菓子製造業、製あん業	粗製あん沈殿槽	4
10	飲料製造業	原料処理、洗浄施設等	9
12	動植物油脂製造業	原料処理、洗浄施設等	2
14	でん粉、化工でん粉製造業	原料浸せき、洗浄施設等	1
16	めん類製造業	湯煮施設	26
17	豆腐、煮豆製造業	湯煮施設	95
18の2	冷凍調理食品製造業	原料処理、洗浄施設等	7
18の3	たばこ製造業	水洗式脱臭施設、洗浄施設	1
19	紡績業、繊維製品製造加工業	精錬機、漂白機、染色施設等	36
22	木材薬品処理業	湿式パーカー、薬液浸透施設	3
23の2	新聞、出版、印刷、製版業	自動式フィルム現像洗浄施設等	16
27	無機化学工業製品製造業	ろ過施設等	1
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	湿式アセチレンガス発生施設等	2
47	医薬製品製造業	原料処理、混合施設等	1
54	セメント製品製造業	成形機、水養生施設等	10
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント	21
59	砕石業	水洗式破碎、分別施設	1
60	砂利採取業	水洗式分別施設	9
61	鉄鋼業	焼入施設等	3
62	非鉄金属製造業	還元槽、電解、焼入施設等	5
63	金属製品、機械器具製造業	焼入施設等	66
64の2	水道施設、工業用水道施設	沈でん施設等	6
65	酸又はアルカリによる表面処理施設		47
66	電気メッキ施設		25
66の2	旅館業	ちゅう房施設等	308
66の3	共同調理場	ちゅう房施設等(総面積500m ² 以上)	3
66の4	弁当仕出屋・弁当製造業	ちゅう房施設等(総面積360m ² 以上)	11
66の5	食堂・レストラン	ちゅう房施設等(総面積420m ² 以上)	5
66の7	料亭・キャバレー等	ちゅう房施設等(総面積1,500m ² 以上)	1
67	洗たく業	洗浄施設	183
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄機	62
68の2	病院(病床300以上のもの)	ちゅう房施設等	4
70の2	自動車分解整備業	洗車施設	8
71	自動式車両洗浄施設		177
71の2	試験検査研究業	洗浄施設等	13
71の3	一般廃棄物処理施設	焼却施設	2
71の4	産業廃棄物処理施設		1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設		8
72	し尿処理施設	処理対象500人以下のものを除く	50
73	下水道終末処理施設		11
74	特定事業場から排出される水の処理施設		3

注)平成21年3月末現在

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-14 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質特定施設の届出状況

番号	施設の種類	特定事業場数
1	アスファルトプラントの廃ガス洗浄施設	2
2	非鉄金属製造業(銅の圧延、アルミニウム等ダイカストマシン)	5
3	ゴム製品製造業(混練施設)	11
4	ニッケルメッキ用電気メッキ施設	20

注)平成21年3月末現在

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

(3) 騒音・振動関係特定施設の届出状況

表2-2-15 騒音規制法等に基づく特定施設の届出状況

番号	施設の種類	騒音規制法	県条例
1	金属加工機械(機械プレス等)	5,257	14,973
2	空気圧縮機及び送風機	6,004	1,620
3	土石用又は鉱物用機械(破碎機、摩砕機等)	117	24
4	繊維機械(機械、撚糸機等)	19,553	3,449
5	建設用資材製造機械(コンクリートプラント等)	32	6
6	穀物用製粉機(ロール式のもの)	0	1
7	木材加工機械(チップパー、帯のこ、丸のこ等)	1,596	2,686
8	紙加工機械(抄紙機等)	0	1
9	印刷機械	752	21
10	合成樹脂用射出成形機	1,291	139
11	鍛型造型機(ジョルト式のもの)	84	3
12	クーリングタワー	0	463
13	集じん施設	0	798
14	冷凍機	0	5,442

注) 平成21年3月末現在

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-16 振動規制法等に基づく特定施設の届出状況

番号	施設の種類	振動規制法	県条例
1	金属加工機械(機械プレス等)	6,984	682
2	圧縮機	2,642	433
3	土石用又は鉱物用機械(破碎機、摩砕機等)	151	33
4	繊維機械	18,441	152
5	コンクリートブロックマシン等	13	0
6	木材加工機械(ドラムバーカー等)	63	12
7	印刷機械	297	12
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	46	0
9	合成樹脂用射出成形機	1,511	104
10	鍛型造型機(ジョルト式のもの)	65	2

注) 平成21年3月末現在

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

(4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

1) 大気基準対象施設の届出状況

大気基準対象施設の届出状況を表2-2-17に示す。浜松市内の大気基準対象施設は、78施設が届出されている。

表2-2-17 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準対象施設

No.	施設名	稼働中施設	休止中施設 (建設中施設を含む)	合計
1	焼結鉍製造用焼結炉	0	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0	0
3	亜鉛回収施設	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	5	1	6
5	廃棄物焼却炉	53	19	72

注) 平成21年3月末現在
出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

2) 水質基準対象施設の届出状況

水質基準対象施設の届出状況を表2-2-18に示す。浜松市内の水質基準対象施設は、8事業場が届出されている。

表2-2-18 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基準対象施設

No.	施設名	測定義務のある事業場数	測定義務のない事業場数	事業場数の合計
2	カーバイト法アセチレン製造用のアセチレン洗浄施設	0	2	2
15	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	1	3	4
18	水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	2	0	2

注) 平成21年3月末現在
備考1) 異なる施設を複数設置している事業場にあつては、主たる施設の欄に計上した。
2) 測定義務のない事業場：施設を休止中又は建設中等の事業場
出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

2-2-5 関係法令等

(1) 環境基準

1) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準を表2-2-19に示す。

表2-2-19 一般大気環境汚染物質に係る環境基準

(環境庁告示第25号及び第38号)

物質	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	次に定める長期的評価及び短期的評価のどちらかを行う。 (短期的評価) 測定を行った日について1日平均値、8時間値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	(長期的評価) 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。	(長期的評価) 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	(長期的評価) 年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を、環境基準と比較して評価する。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	(短期的評価) 測定を行った日について1日平均値、8時間値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

注1) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

有害大気汚染物質とは、大気汚染防止法第2条第9項に規定されている物質で、継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあり、かつ、大気の汚染の原因となる物質をいい、現在、優先取組物質として22物質が指定されている。このうち、表2-2-20に示した5物質について環境基準が設定されている。

表2-2-20 有害大気汚染物質等の環境基準

有害大気汚染物質等	基準値
ベンゼン	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン(H13.4月～)	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

2) 水質に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準を表2-2-21に、生活環境の保全に関する環境基準(河川)を表2-2-22に示す。また、計画区域下流における環境基準の設定状況を表2-2-23に示す。

表2-2-21 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

注1) 基準値は、年間平均値とする。全シアンに係る基準値については最高値とする。

2) 「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数(0.2259)を乗じたものと日本工業規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数(0.3045)を乗じたものの和とする。

出典)「昭和46年 環境庁告示第59号 最終改正:平成21年 環境省告示第78号」

表2-2-22 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下	
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL以下	
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—	

注1) 基準値は、日間平均値とする。

- 2) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 3) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作をおこなうもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 4) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 5) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
 - 6) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む）において不快感を生じない限度
- 出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」（浜松市）

表2-2-23 環境基準の設定状況（浜名湖水域）

名称	範囲	水域類型	達成期間	設定期日
都田川	都田川の河口の左岸（細江町大字気賀字北島2736番地地先）と右岸（同町同大字字大鳥居5463番地の14地先）を結んだ直線から上流の都田川本流	河川A	直ちに達成	S47.8.1

出典) 「環境保全ハンドブック 2005年版」（静岡県環境保全協会）

3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表2-2-24に示す。

表2-2-24 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

- 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該試験方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数(0.2259)を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数(0.3045)を乗じたものの和とする。

出典) 「平成9年 環境庁告示第10号 最終改正:平21年 環境省告示第79号」

4) 騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに設定されている。騒音に係る環境基準を表2-2-25～表2-2-26に示す。計画区域の周辺地域は「B類型」に該当する。

また、浜松市の騒音・振動に係る要請限度を表2-2-27～表2-2-28に示す。

表2-2-25 一般の地域に係る騒音の環境基準

地域の類型	該当地域	時間の区分	
		昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域(特別工業地域を除く) 第2種住居地域(特別工業地域を除く) 準住居地域 市街化調整区域(浜松飛行場を除く)		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 特別工業地区	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2) 評価は、時間区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル(L_{Aeq,T})による。
 3) ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という)の環境基準は、上記によらず次表のとおりとする。

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-26 道路に面する地域に係る騒音の環境基準

地域の区分	基準値			
	昼間(午前6時～午後10時)		夜間(午後10時～午前6時)	
	幹線道路を担う道路に近接する空間	左記以外の地域	幹線道路を担う道路に近接する空間	左記以外の地域
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	70デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

注1) 「幹線道路を担う道路」とは、
 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道等

2) 「幹線交通を担う道路に接近する空間」とは、
 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から15mまで
 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から20mまで

備考) 個別の住宅等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれている時は、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-27 地域指定に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		範囲 (道路端から)	時間の区分	
			昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
a 区域及び b 区域のうち 1車線を有する道路に面する区域		適用なし	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の 車線を有する道路に面する区域			70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の 車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち 車線を有する道路に面する区域			75デシベル	70デシベル
幹線交通 を担う道 路に近接 する空間	2車線以下	15m	75デシベル	70デシベル
	3車線以上	20m		

注) 区域は、次に掲げる地域とする。

- a 区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
- b 区域 第1種住居地域（特別工業地区を除く）
第2種住居地域（特別工業地区を除く）
準住居地域、市街化調整区域（浜松飛行場を除く）
- c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-28 地域指定に基づく道路交通振動の要請限度

地域の区分	時間の区分	
	昼間(午前8時～午後8時)	夜間(午後8時～午前8時)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注) 区域は、次に掲げる地域とする。

- 第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域（特別工業地区を除く）、第2種住居地域（特別工業地区を除く）
準住居地域、市街化調整区域（浜松飛行場を除く）
- 第2種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

5) ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準を表2-2-29に示す。

なお、ダイオキシン類の大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表2-2-29 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2) 基準値は、年間平均値とする。		

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

(2) 公害防止規制

1) 騒音・振動に係る規制基準

騒音・振動関係の規制基準等を表2-2-30～表2-2-33に示す。

なお、計画区域の周辺地域は、騒音が「第2種区域」に、振動が「第1種区域の2」に該当する。

表2-2-30 騒音の規制基準（法令・条例）

区域の区分	規 制 基 準		
	昼 間 (午前8時から 午後6時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8 時まで、午後6時から 午後10時まで)	夜 間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

注1) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

2) 第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-31 振動の規制基準（法令・条例）

区域の区分		規 制 基 準	
種 別	該当区域	昼 間 (午前8時から 午後8時まで)	夜 間 (午後8時から 翌日の午前8時まで)
第1種区域の1	付表の第1種区域	60デシベル	55デシベル
第1種区域の2	付表の第2種区域	65デシベル	55デシベル
第2種区域の1	付表の第3種区域	70デシベル	60デシベル
第2種区域の2	付表の第4種区域	70デシベル	65デシベル

注) 病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-32 付表（騒音の規制地域の区分）

区域の区分	用途地域等
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域(特別工業地区を除く。)、第2種住居地域(特別工業地区を除く。)、準住居地域、市街化調整区域(浜松飛行場を除く。)
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地区
第4種区域	工業地域、工業専用地域(県条例による。)

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-33 騒音・振動に係る特定建設作業の規制基準

作業の種別	区域の区分	作業の規制基準
作業の騒音・振動	市内全域	特定建設作業の敷地の境界線において、85デシベル(騒音)、75デシベル(振動)を超えないこと。
作業の時刻	市内全域 ※	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。※
作業の時間	市内全域 ※	1日の作業が10時間を超えないこと。※
作業の期間	市内全域	連続して6日を超えないこと。
作業の日	市内全域	日曜日その他の休日でないこと。
<p>備考1) ※：工業専用地域のうち病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内を除いた区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。 また、1日の作業が14時間を超えて行わないこと。</p> <p>2) 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外の規定が設けられている。</p> <p>3) テスト打ちも特定建設作業に含まれる。</p>		

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

2) 水質汚濁に係る排水基準（水質汚濁防止法に基づく一律基準）

水質に係る排水基準を表2-2-34～表2-2-37に示す。なお、産業廃棄物の最終処分場は水質汚濁防止法の特定事業場には該当せず、これらの基準は適用されないが参考として掲載した。

表2-2-34 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類		基準値
カドミウム及びその化合物		0.1mg/L
シアン化合物		1mg/L
有機燐化合物		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg/L
六価クロム化合物		0.5mg/L
砒素及びその化合物		0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.3mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		0.2mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg/L
ほう素及びその化合物	河川及び湖沼	10mg/L
	海域	230mg/L
ふっ素及びその化合物	河川及び湖沼	8mg/L
	海域	15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		アンモニア性窒素に0.4を乗じた値、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L

備考) 砒素及びその化合物についての排水基準は、法施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-35 一般項目に係る排水基準

項 目		基 準 値
pH（水素イオン濃度）	河川及び湖沼	5.8～8.6
	海域	5.0～9.0
BOD（生物化学的酸素要求量）		最大 160mg/L（日間平均120mg/L）
COD（化学的酸素要求量）		最大 160mg/L（日間平均120mg/L）
SS（浮遊物質）		最大 200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	最大 5mg/L
	動植物油脂類	最大 30mg/L
フェノール類含有量		最大 5mg/L
銅含有量		最大 3mg/L
亜鉛含有量		最大 2mg/L
溶解性鉄含有量		最大 10mg/L
溶解性マンガン含有量		最大 10mg/L
クロム含有量		最大 2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3,000個/cm ³
窒素含有量		最大 120mg/L（日間平均60mg/L）
燐含有量		最大 16mg/L（日間平均8mg/L）

備考1) 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2) この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。（浜名湖、佐鳴湖）
- 7) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。（浜名湖、佐鳴湖、佐久間ダム貯水池、水窪ダム貯水池、都田川ダム貯水池）

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

上乘せ基準は、それぞれ業種・設置年・排水量ごとに基準が設けられている。ここでは参考として「一般廃棄物処理施設」と「産業廃棄物処理業」の基準を掲載した。

表2-2-36 浜名湖水域における上乘せ排水基準

設置年月日	特定事業場の区分		有害物質 <最大値> mg/L					一般項目 <最大値> mg/L ()内平均値								
			カドミウム	シアン	有機燐	六価クロム	砒素	BOD	COD	SS	鉱油類	動植物油脂類	フェイェール類	銅	亜鉛	クロム
		一律基準	0.1	1	1	0.5	0.1	160 (120)	200 (150)	5	30	5	3	2	2	
昭55.5.9以前	病院、一般廃棄物処理施設	50m ³ /日以上	0.1	1	1	0.5	0.1	40 (30)	90 (70)	5	30	5	3	2	2	
		50m ³ /日未満	0.1	1	1	0.5	0.1	—	—	—	—	—	3	5	2	
昭55.5.10以後	病院、一般廃棄物処理施設	50m ³ /日以上	0.1	1	1	0.5	0.1	20 (15)	50 (40)	5	30	5	1	1	2	
		50m ³ /日未満	0.1	1	1	0.5	0.1	—	—	—	—	—	3	5	2	
昭59.4.30以前	指定業種※	50m ³ /日以上	0.1	1	1	0.5	0.1	40 (30)	90 (70)	5	30	5	3	2	2	
		50m ³ /日未満	0.1	1	1	0.5	0.1	—	—	—	—	—	3	5	2	
昭59.5.1以後	指定業種	50m ³ /日以上	0.1	1	1	0.5	0.1	20 (15)	30 (20)	5	30	5	1	1	2	
		50m ³ /日未満	0.1	1	1	0.5	0.1	—	—	—	—	—	3	5	2	

注1) 指定業種とは、次に掲げる業種。

冷凍調理食品製造業、たばこ製造業、一般製材業又は木材チップ製造業、合板製造業、パーティクルボード製造業、新聞・出版・印刷又は製版業、自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業、医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業、空びん卸売業、自動車分解整備業、**産業廃棄物処理業**

2) ※については、指定業種から冷凍調理食品製造業及び合板製造業を除く。

3) 河川にはBOD、湖沼及び海域にはCODが適用される。

4) 産業廃棄物の最終処分場は水質汚濁防止法による上乘せ基準は適用されないため、上表は参考値。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-37 静岡県生活環境の保全等に関する条例による排水基準

項 目	基 準 値
水質汚濁防止法施行令第2条に規定する物質 (表2-2-34の有害物質に同じ)	排水基準を定める総理府令別表第一の下欄に掲げる許容限度 (表2-2-34の有害物質に同じ)
水質汚濁防止法施行令第3条第1項に規定する物質 (表2-2-35の一般項目に同じ)	排水基準を定める総理府令別表第二の下欄に掲げる許容限度 (表2-2-35の一般項目に同じ)
ニッケル含有量	2mg/L

備考1) この表に掲げる排水基準は、次に掲げる方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(1) ニッケル含有量 規格K0102の59・2に定める方法

(2) その他の種類又は項目 排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法
(昭和49年環境庁告示第64号) に定める方法

2) この表の2の項及び3の項に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に
係る排水について適用する。

3) 別表第6の4の項に掲げる施設(ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設)については、1の項及び2の項は適用
しない。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

3) 地下水に係る基準

地下水等検査項目の基準値を表2-2-38に示す。

表2-2-38 地下水等検査項目の基準値

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第2)

項目	基準値	項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下
カドミウム	0.01mg/L以下	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
全アン	検出されないこと	チウラム	0.006mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	シマジーン	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下		

注) 「検出されないこと」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

出典) 「昭和52年 総理府令・厚生省令第1号」

4) 悪臭に係る規制基準

ア. 特定悪臭物質規制（旧規制：平成22年3月31日まで）

(7) 規制地域の範囲

悪臭防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例(平成10年静岡県条例44号)の悪臭に関する規制基準は、工場等の敷地境界の地表における規制基準として、規制地域の特性を考慮してそれぞれの規制地域に応じて定められている。

悪臭防止法に基づく規制地域の範囲を表2-2-39に示す。計画区域周辺は引佐地域自治区に位置しており、特定悪臭物質規制のF区域となっている。

表2-2-39 悪臭防止法に基づく規制地域の範囲

規制地域の範囲		規制基準に係る区域の区分	規制基準の種類
浜松地域自治区	浜松地域自治区の区域の全域	臭気指数区域	臭気指数規制
浜北地域自治区	県立森林公園及び浜松市内野台一丁目から四丁目までの区域	A区域	特定悪臭物質 規制
	A区域を除く区域	F区域	
天竜地域自治区	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1号の規定により定められた用途地域	E区域	
	E区域を除く区域	F区域	
舞阪地域自治区	舞阪地域自治区の区域の全域	E区域	
雄踏地域自治区	雄踏地域自治区の区域の全域	E区域	
細江地域自治区	細江地域自治区の区域の全域	E区域	
引佐地域自治区	引佐地域自治区の区域の全域	F区域	
三ヶ日地域自治区	三ヶ日地域自治区の区域の全域	E区域	
春野地域自治区	春野地域自治区の区域のうち、別図により実線で表示した区域	E区域	
佐久間地域自治区	佐久間地域自治区の区域のうち、別図により実線で表示した区域	E区域	
水窪地域自治区	水窪地域自治区の区域のうち、別図により実線で表示した区域	E区域	
龍山地域自治区	龍山地域自治区の区域のうち、別図により実線で表示した区域	E区域	

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

(イ) 規制基準

特定悪臭物質規制に係る規制基準を表2-2-40～表2-2-42に示す。

表2-2-40 悪臭防止法第4条第1項第1号に定める事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 (単位：ppm)

規制物質	区域の区分	A区域	B区域	C区域	D区域	E区域	F区域
アンモニア		1	2	1	2	2	5
メチルメルカプタン		0.002	0.004	0.004	0.01	0.002	0.004
硫化水素		0.02	0.06	0.06	0.2	0.02	0.06
硫化メチル		0.01	0.05	0.05	0.2	0.01	0.05
二硫化メチル		0.009	0.03	0.03	0.1	0.009	0.03
トリメチルアミン		0.005	0.02	0.005	0.02	0.02	0.07
アセトアルデヒド		0.05	0.1	0.05	0.1	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	0.05	0.1	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	0.009	0.03	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	0.02	0.07	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド		0.009	0.02	0.009	0.02	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド		0.003	0.006	0.003	0.006	0.003	0.006
イソブタノール		0.9	4	0.9	4	0.9	4
酢酸エチル		3	7	3	7	3	7
メチルイソブチルケトン		1	3	1	3	1	3
トルエン		10	30	10	30	10	30
スチレン		0.4	0.8	0.4	0.8	0.4	0.8
キシレン		1	2	1	2	1	2
プロピオン酸		0.03	0.07	0.07	0.2	0.07	0.2
ノルマル酪酸		0.001	0.002	0.002	0.006	0.002	0.006
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002	0.002	0.004	0.002	0.004
イソ吉草酸		0.001	0.004	0.004	0.01	0.004	0.01

備考) この表に掲げるA区域、E区域及びF区域は表2-2-39の表の規制基準に係る区域の区分をいう。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-41 悪臭防止法第4条第1項第2号に定める事業場の気体排出口における規制基準

規制物質	規制基準
アンモニア	左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、表2-2-39の区域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号。以下「省令」という。)第3条に定める方法により算出した値とする。
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレールアルデヒド	
イソバレールアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-42 悪臭防止法第4条第1項第3号に定める事業場から排出される排出水の規制基準

規制物質	規制基準
メチルメルカプタン	左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、表2-2-39の区域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、省令第4条に定める方法により算出した値とする。
硫化水素	
硫化メチル	
二硫化メチル	

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

イ. 臭気指数による規制(新規制：平成22年4月1日より)

悪臭に関する規制基準は、平成22年4月1日より浜松市全域で臭気指数による規制が導入されている。臭気指数による規制値は、規制地域の特性を考慮して、都市計画法により定められた地域(用途地域)に応じて定められている。

臭気指数による規制基準及び規制地域を表2-2-43に示す。計画区域周辺は、都市計画区域外であり、臭気指数規制の第2地域となっている。

表2-2-43 臭気指数による規制基準及び規制地域

規制基準に係る地域の区分		規制基準
用途地域	区分	臭気指数
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	第1地域	10
近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域	第2地域	13
準工業地域並びに工業地域及び工業専用地域で第1地域の区域から50m以内の地域	第3地域	15
工業地域及び工業専用地域で第1地域の区域から50mを超える地域	第4地域	17

注) 市街化調整区域及び都市計画区域外の地域は、第2地域の規制が適用される。

出典)「浜松市告示第465号」(平成21年9月)

2-2-6 公害苦情の状況等

浜松市における平成16年度～20年度の公害苦情件数の推移を表2-2-44に示す。また、用途地域別の苦情件数を表2-2-45に示す。

平成16年度から20年度までの5年間の公害苦情件数の推移は、平成16年度から平成18年度までは250件前後で推移してきたが、平成19年に大幅に苦情件数が増加して362件となり、平成20年度では281件へと減少している。

平成20年度の公害苦情を種類別にみると、悪臭が87件(31%)と最も多く、次いで騒音が74件(26.3%)、ばい煙が42件(14.9%)、水質汚濁が40件(14.2%)となっている。

また用途地域別では、市街化調整区域が112件と全体の約40%を占めている。

表2-2-44 公害苦情件数の推移（平成16年度～20年度）

年度	ばい煙	粉じん	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
H16	118	5	50	35	2	35	5	250
H17	90	14	48	47	2	44	19	264
H18	75	9	38	44	0	36	16	218
H19	109	16	61	90	4	68	14	362
H20	42	17	40	74	1	87	20	281

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-2-45 用途地域別公害苦情件数（平成20年度）

地域区分	大気汚染	悪臭	騒音	振動	水質汚濁	その他	計
住居	22	25	32	0	20	2	101
近商	5	4	7	0	2	1	19
商業	5	1	6	0	0	0	12
準工業	1	0	1	0	0	0	2
工業	5	5	14	0	3	2	29
工業専	0	0	0	0	0	0	0
市調整	21	49	13	1	13	15	112
その他	0	3	1	0	2	0	6
計	59	87	74	1	40	20	281

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

浜松市における発生源別苦情件数(平成20年度)を表2-2-46に示す。平成20年度の公害苦情を発生源別に見ると、その他が133件で全体の47.3%、次に製造業が53件(18.9%)、次いで建設業35件(12.5%)となっている。

表2-2-46 発生源別公害苦情件数 (平成20年度)

発生源	大気汚染	悪 臭	騒 音	振 動	水質汚濁	その他	計
農業	0	2	1	0	0	1	4
林業	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	1	0	0	0	0	0	1
建設業	10	5	12	0	4	4	35
製造業	8	14	22	0	8	1	53
電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	1	0	0	1	0	2
運輸業	1	0	1	0	0	3	5
卸売・小売業	1	0	2	0	1	0	4
不動産業	0	0	0	0	0	0	0
飲食店・宿泊業	0	0	2	0	2	0	4
教育・学習支援業	0	0	1	0	0	0	1
複合サービス業	1	2	3	0	1	0	7
サービス業 (他に分類されないもの)	8	4	5	0	1	2	20
公務 (他に分類されないもの)	0	0	1	0	0	0	1
分類不能の産業	1	3	2	0	2	3	11
その他	28	56	22	1	20	6	133
計	59	87	74	1	40	20	281

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)